

第596号  
2018年1月19日

共同実施を断念させよう

# 東学



東京都学校事務職員労働組合  
東京都新宿区高田馬場 3-14-14  
03-3367-6783  
東学 Web <http://tougaku.net/>

## 都教委の「働き方改革」(中間のまとめ)に申し入れ ～事務職員への安易な負担押し付けは許さない～ ～違法状態の私費会計を公会計化せよ～

昨年11月9日、都教委は「学校における働き方改革推進プラン(仮称)」(中間のまとめ)を公表した。2月目途に最終のプランを策定の予定だという。

しかしその内容はもっぱら教員の「働き方改革」である。事務職員の「働き方改革」の視点が抜け落ちており、その勤務実態についても一切検証していない。都教委が標準定数法を無視して小中学校事務の補正定数を廃止した結果、国基準で約500名の欠員を生じていることについても一切、言及していない。にもかかわらず、教員との「役割分担の見直し」によって、安易に事務職員の業務を増やそうとしている。

また、東京でもほとんどの地区で、未だに学校給食費などの学校徴収金が私費会計として扱われている。現在、国は、そのことが地方自治法に照らして違法状態であること、またその業務が学校職員にとって大きな負担となっていることを認めるに至っており、「公会計化することによって学校職員の業務ではなく自治体の業務とすべきである」との方向性を示している。都教委の(中間のまとめ)はこのことについても一切触れずに、学校徴収金を私費会計のまま事務職員に押し付けようとしているのだ。

東学は、12月21日付で裏面の申し入れを行い、都教委を追及した。

他方、国段階でも、12月22日に文科省中教審「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」が出された。これも教員のみ「働き方改革」であり、問題が多い。教員の業務14項目が検討課題とされており、うち「学校事務職員の活用」は5項目にも及んでいる。「事務職員は一人」という事実を無視しており、その過重労働が懸念される。うち、学校徴収金については「公会計化を行い、その徴収・管理について、学校の業務から切り離していくべきである」ことを基本としているのはいいが、その一方で「仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、学校徴収金の徴収・管理については、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲しながら、教師の業務としないようにするべきと考える」としている。国段階での取り組みも必要だ。

なお、私費会計は公費でない以上、その業務は公務ではなく、教職員定数上の算定基礎とはならない。したがって、そもそも事務職員の職務でもなく、中学校など事務職員複数配置校等で「相談」の上、やむなく「校務分掌」として分担してきた、という経緯があるにすぎない。将来、公会計化され、なおかつ、その後も学校の業務が残る場合は、正式にそれに見合った教職員配置の見直しが必要となるのは言うまでもない。

### 【Colum】

ある管理職が「Jアラート訓練が学校でも始まっているが、あんな『竹槍でB29を落とす』以下の訓練に意味があると本気で考えている人がいるのか？ミサイルが落ちたら一巻の終わり。必要なのは北朝鮮にミサイルを発射させないようにすることなのに、安倍もトランプも逆に挑発ばかりだ」「今、日本はアメリカの盾にされている。特に基地のあるところが狙い撃ちされる」とまっとうなことを言っていた。選択肢は対話のみ。

北朝鮮の暴挙はむろん許しがたい。

しかし核もミサイルも、北朝鮮の開発よりはるか以前、第2次大戦中にアメリカの手によって完成している。それは広島・長崎の2発の原爆を生み出した。以来、ア

メリカは世界最強の核戦力を保持し続けている。そして日本は、アメリカに原爆を落とされたにもかかわらず、その「核の傘」に入り続け、「宇宙ロケット」と称して実質的な弾道ミサイル開発を進め、「原発」を隠れ蓑に核兵器原料のプルトニウムをため込み、2017年にはアメリカに同調して「核兵器禁止条約」に反対している。

そのアメリカ・日本が、自国を柵に上げ、北朝鮮を非難できるのか。核後発国だから、早い者勝ちだから、ということか。核・ミサイルが悪ならばまず自国が捨てればよいだけだ。それでは攻められる？現代の国際法のもとでは、先制攻撃はただでさえ非常にハードルが高い。相手国が丸腰であればなおのことだ。

(2017年12月21日付 都教委宛)

『学校における働き方改革推進プラン(仮称)』中間のまとめ』に対する申し入れ

貴職は11月9日、『学校における働き方改革推進プラン(仮称)』中間のまとめ(以下「中間のまとめ」)を公表した。12月7日までにパブリックコメントを募り、2月には最終的なプランの策定・公表を予定している。

「中間のまとめ」によると「学校における働き方改革推進プラン(仮称)」の位置付けは、「都立学校教員の服務監督権者である都教育委員会の実施計画であるとともに、公立小・中学校教員の服務監督権者である区市町村教育委員会による実施計画の策定を促し、その取組を促進することを目指すもの」となっている。

しかし「中間のまとめ」は「学校における働き方改革」を謳いつつも、その中で述べられている内容は専ら教員の問題のみであり、その視点からの検討にしか問題意識が持たれていない。相変わらず学校という事業所運営全体に目を配ろうとはしない貴職に抗議するとともに、「パブリック」ではなく「当該」の組合として下記の通り申し入れを行う。

貴職の真摯な検討を期待するものである。

## 記

### 1. 「4 取組の方向性」前文に関して

「○我が国の教員は、他の国の教員と比べて広範囲な業務を担っていることが一つの特徴となっています。これらの業務の中には、必ずしも教員が担う必要がない業務なども含まれています。」について

中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」が11月28日、12月12日に公表した「中間まとめ」(案)によると、「日本の学校の構成員の多くは教師であり」「初等中等教育学校の教職員総数に占める教員の割合は、日本は82%、アメリカは56%、イギリスは52%」である。貴職の「中間のまとめ」はこのような日本と諸外国における職員構成の差異に一切触れないまま業務分担の見直しに誘導しようとしている。

しかも貴職はナショナルミニマムである標準定数法を無視して事務職員の補正定数を廃止し、現在、文科省の積算で492名にも上る欠員を生じさせている。さらには補正定数分として受けた国庫負担金を教員配置に流用し、教員中心の学校運営体制を助長してきた。

諸外国との業務分担の違いを述べるのであれば、職員構成の差異についても同時に明示するとともに、職員配置見直しの必要性について明記すること。

### 2. 「4- (2)『教員業務の見直しと業務改善の推進』」に関して

1) 太枠内「教員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減を図ります。また、学校における業務改善についても併せて進めていきます。」について

教員でなければできない業務とは免許が必要な「授業」のみである。

しかし、上記1で述べた通り、教員系職員とほぼ等しい人数の非教員系職員が配置されている諸外国と異なり、日本・東京の非教員系職員配置は教員系と比べ著しく少ない。

「役割分担を見直す」のであれば、そのための職員配置見直しを明記すること。

## 2)【検討例】「○学校給食費や学校徴収金の徴収・管理について、事務の統一化等による効率化を推進するとともに、学校事務職員等の活用を検討(小・中学校)」について

我々は従前より貴職に対し、学校徴収金の私費会計としての取り扱いは地方自治法第210条・第235条4第2項違反であり、従事している職員が職務専念義務違反に問われる可能性があること、また経理事故の大きな要因ともなることを指摘してきた。そのうえで、学校徴収金を公会計化すること及び、学校徴収金の適法・適正な取り扱いを行いうるよう定数配置を含めた組織整備の見直しを行うことを要求してきたところである。(2010年3月「学校徴収金に係る規則等の撤回を求める要求書」、同年9月同要求その2)

文科省は昨年6月17日「学校現場における業務の適正化に向けて(通知)」を各都道府県・指定都市教育長あてに通知した。これは同年6月13日付「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」報告で、学校給食費等の学校徴収金の取り扱いについて「学校を設置する自治体が自らの業務として学校給食費の徴収・管理の責任を負っていくことが望ましい」などと述べられたことを受け、従来の文科省の見解を改めたものである。この文科省の見解変更を受けて、我々は本年3月16日付で改めて貴職に対し「学校徴収金の公会計化に向けた要請書」を提出した。

このように国においても学校徴収金が私費会計として取り扱われることに法令上問題があることが公に指摘されるようになり、設置者による責任ある取り扱いやそのための制度の整備が求められるようになってきている。にもかかわらず「中間のまとめ」は適法な手続きに向かう流れを無視し、あえて「学校内で誰がやるか」の問題に矮小化している。そして事務職員に負担を転嫁することが「業務改善」であるかのごとく誘導している。

よって、この項目については「○未納金の督促を含めた学校徴収金の徴収・管理については、法令に則り、学校設置者の業務として地方自治体が担っていくよう体制の整備を進める(小・中学校、都立学校)」とし、法令に沿った公会計化への取り組みとなる記述に改めること。

## 3. 「4－(3)教員を支える人員体制の確保」に関して

### 1)「(3)教員を支える人員体制の確保」の見出し文について

学校に配置されている非教員系職員は、学校運営や学校運営の目的である「教育」を支えるために配置されているのであって「教員」を支えるために配置されているのではない。

よってこの箇所の見出し文については「(3)教育を支える人員体制の確保」、「(3)学校を支える人員体制の確保」または「(3)学校運営を支える人員体制の確保」とすること。

### 2)太枠内「教員の増員や学校事務職員との役割分担の見直しとともに、専門スタッフや外部人材等の活用により、学校の組織運営や指導体制を強化します。」について

上記1で指摘したように、貴職は事務職員について、ナショナルミニマムである標準定数法の基準を無視した配置を行っている。

「役割分担の見直し」以前に、最低限のナショナルミニマムに基づく事務職員配置を行うことが貴職の責務であり、そのことを明記すること。

### 3)【検討例】「○学校事務職員の職務内容の明確化と校務運営参画の促進(小・中学校)」について

学校事務職員は教特法の適用を受けない行政職員である。法令に根拠のない業務を「校務」の名で強制することがないよう明記すること。